

松江市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 30 年 12 月 25 日付け松江市監査委員告示第 10 号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 31 年 2 月 27 日

松江市監査委員 松本 修司

松江市監査委員 安來 弘喜

松江市監査委員 田中 明子

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>社会福祉法人松江福祉会 (団体に対するもの／子育て政策課)</p> <p>(1) 経理規程では原則、賞与引当金を計上することとなっているが、ただし書きとして重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができることとされている。当法人はこのただし書きを適用し、現在は賞与引当金を計上されていない。人件費は団体の安定的な運営にあたって回避することのできない固定的な性質の経費である。一般的に重要性の原則には、「質的重要性」と「量的重要性」があるとされているが、発生主義の原則を踏まえ、決算額の比率で安易に量的重要性に乏しいと判断せず、質的重要性に鑑みて早急に賞与引当金の計上を検討されたい。</p>	<p>1. 社会福祉法人松江福祉会</p> <p>(1) 適切な損益計算のためにも、賞与引当金を計上することは必要と考えますので、平成 30 年度決算から賞与引当金を計上するよう指導しました。</p>
<p>2. 一般財団法人島根県東部勤労者共済会 (団体に対するもの／商工企画課)</p> <p>(1) 当法人は、島根県内の就業者数が伸び悩む中、積極的な広報活動や自治体、商工団体との連携を図るなど新規会員の獲得に努められ、堅調に会員数を増やし、当初の目標を達成されている。しかしながら、加入率は全体的にまだ低く、会員拡大の余地があると思われることから、加入</p>	<p>2. 一般財団法人島根県東部勤労者共済会</p> <p>(1) 全体的な加入率の向上に向け、加入率が低迷している地区に対して重点的に勧誘、周知活動を実施するとともに、引き続き、商工団体とも連携を密にし、会員拡大に努めるよう指導しました。</p>

率の低い地区を中心に事業所に加入を働きかけるなど、引き続き会員の拡大に努められたい。

(2) 会員サービスについては、既存の各種事業に加え、アンケートや会員からの意見などによりニーズを把握し、会員の要望に応えるよう努められている。引き続き、会員向けの事業の充実を図るとともに、利用手続きの周知や簡素化など、会員へのサービス向上に努められたい。

(2) 引き続き、会員ニーズの積極的な把握により、会員向け事業の充実を図るとともに、ジョイメイトニュースの発行やホームページ、スマートフォン専用ページを利用した情報発信や各種手続きへの対応を進めていくよう指導しました。

3. 一般社団法人松江観光協会

(団体に対するもの／観光文化課)

(1) 当法人は、市から補助金の交付を受け、観光客の誘致、観光客向けのガイドやおもてなしなど様々な事業に取り組まれている。これらの観光事業については成果が見えにくいところではあるが、補助事業の効果の検証が可能なものとなるよう、それぞれの事業の実績をできる限り具体的な数字で把握されるよう努められたい。

(所管課に対するもの／観光文化課)

(1) 補助金は補助金交付要綱に基づき交付されるべきものであることから、松江市観光関係事業補助金交付要綱の内容について、補助金算定の根拠となる補助対象経費や補助率などを明確に規定されるよう検討されたい。

3. 一般社団法人松江観光協会

(1) 松江市が実施する「観光地点動態調査」の活用や各種事業における効果検証を可能な限り数字で示すように指導しました。

(1) 当団体は、市が主導し、官民が一体となって市の主要事業である観光振興に主体的に取り組むことを目的として設立した団体です。しかしながら、財政基盤が弱く、自主財源のみでは事業に取り組むことができないことから、補助対象経費や補助率を定めず、必要な事業費を補助金として交付しているところです。なお、補助金については、補助金申請時に提出された事業計画を厳しく審査し、補助対象経費に不適切な項目がないか、積算根拠に不明な点がないかなどを精査したうえで決定しています。